

# 公益財団法人 日本心臓血圧研究振興会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人日本心臓血圧研究振興会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、健康の問題、特に心臓及び血圧に関する医学・医療の研究を推進し、心臓及び血圧に関する諸疾患の病態解明並びに治療・予防と患者の社会復帰の画期的進歩を促すための臨床研究等を助成振興し、これに必要な高度かつ研究的診療を実施する施設を運営することにより、国民の健康増進と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 心臓及び血圧に関連する諸疾患と各種病態の解明並びに治療・予防と社会復帰のための重要な研究に必要な施設・設備の設置・運営。
- (2) 心臓及び血圧に関連する病態解明、疾患の診断・治療・予防についての技術開発・臨床研究及び調査研究の推進。
- (3) 心臓及び血圧に関連する疾患有するすべての年代の患者のための質の高い急性期・慢性期・回復期における重要な研究的診療の実践と研究的試行。
- (4) (1)号施設を利用する研究に対する研究費の援助。
- (5) その他重要な研究、特に若手研究者による独創的研究に対する研究費の援助。
- (6) 循環器領域専門医師の各種専門研修。
- (7) 心臓及び血圧に関連する検診・診療・看護及び介護に従事する専門職の研修・高等教育。
- (8) (1)号施設における前 (6) (7) 号の高度の研修・実習の場の提供。
- (9) 必要な学会、研究会、研修会、講演会等の開催。
- (10) 必要な出版物の刊行。

- (11) 必要な情報システムの開発及び情報の開示・普及。
  - (12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。
- 2 前項は、本邦及び海外で行う。

### 第3章 財産及び会計

#### (財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産と運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
  - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
  - (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

#### (基本財産)

第6条 基本財産（別表第1）は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

#### (財産の管理)

第7条 この法人の財産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

- 2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

#### (事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え

置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 10 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 7 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
  - (7) キャッシュ・フロー計算書
- 2 前項第 3 号から第 7 号までの書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 48 条に定める要件に該当しない場合には、前項中、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
  - 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 会計監査報告
    - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
    - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
    - (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金)

第 11 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の承認を得なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 12 条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第 10 条第 3 項第 5 号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

### (評議員)

第13条 この法人に評議員 10名以上 20名以内を置く。

### (評議員の選任・解任並びに評議員選定委員会)

第14条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員 1名、監事 1名、事務局員 1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員 2名の合計 5名で構成する。

なお、評議員選定委員の任期は、選任後 4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げないこととする。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
  - (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
  - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
  - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
  - (1) 当該候補者の経歴
  - (2) 当該候補者を候補者とした理由
  - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
  - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
  - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
  - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

- (3) 同一の評議員（2以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。
- 10 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- ア. その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
  - イ. その評議員と婚姻の届を出していないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの
  - ウ. その評議員の使用人
  - エ. イ又はウに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - オ. ウ又はエに掲げる者の配偶者
  - カ. イからエに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
- (2) 他の同一の団体(公益法人を除く)の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- ア. 理事
  - イ. 使用人
  - ウ. 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理者の定めのある者にあっては、その代表者又は管理者）又は業務を執行する社員である者
  - エ. 次の団体において職員である者(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く)
    - ① 国の機関
    - ② 地方公共団体
    - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
    - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
    - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
    - ⑥ 特殊法人又は認可法人
- 11 評議員は、この法人の理事又は監事を兼ねることができない。
- 12 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。

(任期)

- 第 15 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
  - 3 評議員は、第 13 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

- 第 16 条 評議員に対して、各年度の総額が 200 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

## 第 5 章 評議員会

(構成)

- 第 17 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第 18 条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任及び解任
  - (2) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準
  - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 残余財産の処分
  - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第 19 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、3 月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第 20 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表

理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 21 条 評議員会の議長は、開催の都度、その評議員会において出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第 22 条 評議員会は、評議員現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第 23 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (3) 定款の変更
  - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 26 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 24 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 25 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 代表理事、議長及び議事録作成者は、これに署名（記名押印）しなければならない。

## 第6章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事（呼称、理事長）とする。
- 3 代表理事以外の理事から業務執行理事として、専務理事2名、常務理事3名以内を選任する。
- 4 この法人に会計監査人を置く

(役員並びに会計監査人の選任)

第27条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事及び会計監査人は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 理事又は監事並びに会計監査人に異動があった時は、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、必要に応じて評議員会に出席し、発言することができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第30条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
  - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
  - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第32条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
  - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
  - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、

監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(報酬等)

- 第 33 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

## 第 7 章 理事会

(構成)

- 第 34 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(種類及び開催)

- 第 35 条 理事会は、定時理事会と臨時理事会とする。
- 2 定時理事会は、原則として 6 月及び 3 月に、年 2 回開催する。
- 3 臨時理事会は、必要に応じて開催することができる。

(権限)

- 第 36 条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定  
(2) 理事の職務の執行の監督  
(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

- 第 37 条 理事会は、代表理事が招集する。
- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

(議長)

- 第 38 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事が事故等により、職務を遂行できない場合は、専務理事がこれに当たる。

(定足数)

第 39 条 理事会は、理事現在数の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第 40 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 41 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 42 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 代表理事、業務執行理事及び監事は、これに署名（記名押印）しなければならない。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 43 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条についても適用する。

(解散)

第 44 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功的不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 45 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 46 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 研究委員会

(研究委員会及び研究委員)

第 47 条 この法人の事業の適切かつ円滑な運営を図るため、理事会の諮問機関として、研究委員会を置く。

- 2 研究委員会は、理事会等の諮問に応じ、この法人の事業に係る助成対象の選考並びに助成金及び助成方法を審議し、これを代表理事に答申する。
- 3 研究委員会の委員（以下「研究委員」という）は、20 人以上 60 人以内とし、この法人の事業に関し専門的知識を有する者の中から、代表理事が理事会の同意を得て、委嘱する。任期は 4 年とし、再任を妨げない。
- 4 研究委員会の委員長には、理事及び評議員の中から、代表理事が理事会の同意を得て指名する。
- 5 研究委員には、第 31 条、第 32 条、第 33 条の規定を準用する。

## 第 10 章 事務局

(設置等)

第 48 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び事務局員若干名を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を経て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営の細則は、理事会において定める。

## 第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 49 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する朝日新聞、日本経済新聞に掲載する方法による。

## 付 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事、業務執行理事、評議員、監事、会計監査人は以下の通りとする。

代表理事 細田 瑞一 (榎原記念病院最高顧問)

専務理事 吉富 正孝 (事務局長、兼臨床研究施設 経営管理本部長)

常務理事 村上 保夫 (榎原記念病院院長)

住吉 徹哉 (榎原記念クリニック院長)

評議員 井上 智子 (東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科教授)

荻野 和郎 (日本光電工業株式会社代表取締役会長)

尾身 茂 (自治医科大学公衆衛生学教授)

岡野 光夫 (東京女子医科大学先端生命医科学研究所所長)

笠貫 宏 (早稲田大学理工学術院教授)

栗原 敏 (学校法人慈恵大学理事長)

小室 一成 (大阪大学大学院医学研究科循環器内科教授)

猿田 享男 (慶應義塾大学名誉教授)

島田 和幸 (自治医科大学附属病院病院長)

下田 智久 (財団法人ヒューマンサイエンス振興財団理事長)

菅原 基晃 (姫路獨協大学医療保健学部臨床工学科教授)

杉崎 重光 (ゴールドマン・サックス証券株式会社副会長)

杉本 恒明 (公立大学共済組合関東中央病院名誉院長)

竹中 登一 (アステラス製薬株式会社代表取締役会長)

橋本 敬太郎 (横浜薬科大学臨床薬理学教授)

福井 次矢 (聖路加国際病院院長)

柳澤正義（日本子ども家庭総合研究所所長）  
吉川義博（アロカ株式会社取締役相談役）  
和田繁明（元株式会社ミレニアムリテーリング代表取締役会長）

監事 森重榮（公認会計士）  
岩原淳一（新日本監査法人 公認会計士）  
矢崎義雄（独立行政法人国立病院機構 理事長）

会計監査人 至誠監査法人 理事長 住田光生

別表第1 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）  
(第6条関係)

財産種別	場所・金額等
定期預金	50,000,000円 新宿区西新宿1-7-2 みずほ銀行新宿西口支店